

平成 29 年 10 月 24 日
横浜市健康福祉局
生活支援課援護対策担当

「横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則」の制定に関する意見公募要領

平成 29 年 10 月に制定した「横浜市寿町健康福祉交流センター条例」に関し、横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」とします。）の開館時間、指定管理者の指定の手続き等の必要な事項を定めるため、横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則（以下、「規則」とします。）を制定します。

つきましては広く市民の皆様からご意見をいただきたく、本要領により意見の公募を行います。

1 ご意見の公募期間

平成 29 年 10 月 25 日（水）から 29 年 11 月 23 日（木）まで

※郵送の場合は当日消印有効

2 ご意見の提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法によりご提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-entai@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

メール件名には「意見公募」と表記してください。

(2) 郵送の場合

郵送先：〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

(3) ファクシミリの場合

F A X 番号：045-664-0403

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

(4) ご持参いただく場合

所在地：横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 10 階

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当 受付窓口

※窓口での受付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとなります。（休庁日を除く。）

3 注意事項

(1) ご意見は「意見提出書」に日本語でご記入ください。

(2) ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭によるご意見の受付には対応しかねます。また、ご提出いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) いただいたご意見の内容については、本件意見公募に関する規則等制定改廃の業務のみに使用します。また、氏名、住所等の個人情報を除き、公開させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) ご意見の提出の際に取得した氏名、住所等の個人情報については、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本件意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当 T E L : 045-671-2425 F A X : 045-664-0403